

●（栗東市 野洲川運動公園）

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので、継続使用とし、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

③「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公職利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。

④上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。

⑤施設の維持管理において、除草剤・殺虫剤の使用を直ちに中止させること。

⑥利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2. 検討の経緯

平成19年12月4日	意見照会書の受理
平成19年12月6日	河川管理者から申請内容についての説明
平成19年12月20日	委員による意見交換
平成20年1月17日	申請施設の現地調査 委員による意見交換
平成20年2月21日	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成20年3月17日	委員による意見交換 委員による意見書（案）の審議

以上

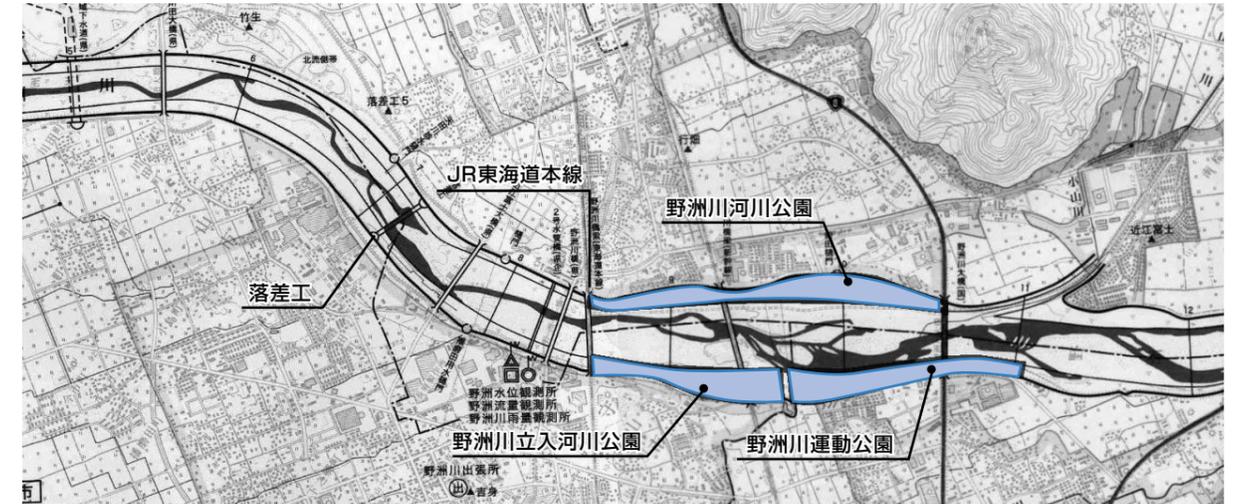
(3/3)

■ 占用許可申請（野洲川立入河川公園（守山市）、野洲川河川公園（野洲市）、野洲川運動公園（栗東市））に対する意見書の提出

琵琶湖河川事務所より平成19年12月4日付けで、野洲川立入河川公園（守山市）、野洲川河川公園（野洲市）、野洲川運動公園（栗東市）の3施設に対して、占用許可申請に係る諮問が河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）になされました。

委員会審査が行われ、平成20年3月19日、琵琶湖河川事務所に意見書が提出されました。この提出された意見書について、内容をご報告いたします。

● 占用許可申請の概要



● 野洲川立入河川公園（守山市）

1	施設名称	野洲川立入河川公園	5	占用面積	92,641m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	平成3年3月30日(経過年数 17年)
3	占用施設	多目的広場、グラウンド、バスケットコート、 野外ステージ、球技・スポーツ広場	7	占用期間	平成13年1月16日～平成20年3月31日
4	場所	守山市吉身五丁目字裏川原～立入町川原 (左岸8.400km～9.690km)			

● 野洲川河川公園（野洲市）

1	施設名称	野洲川河川公園	5	占用面積	139,181m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	昭和57年2月3日(経過年数 25年)
3	占用施設	健康広場、自由広場、中央広場、陸上競技場、 グラウンドゴルフ場、芝生広場、ゲートボール場、 バレーテニス兼用コート、テニスコート	7	占用期間	平成17年12月28日～平成20年3月31日
4	場所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸8.254km～10.55km)			

● 野洲川運動公園（栗東市）

1	施設名称	野洲川運動公園	5	占用面積	34,794m <sup>2</sup>
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	昭和48年11月1日(経過年数 34年)
3	占用施設	グラウンドゴルフ場、ローンプレイフィールド、 テニスコート、ソフトボール場、陸上競技場	7	占用期間	平成17年4月1日～平成20年3月31日
4	場所	栗東市出庭字外川原付近 (左岸9.690km～11.182km 地点)			

● (守山市野洲川立入河川公園)

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成3年3月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさと川の整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされたものである。

占用施設は、平成10年にグラウンドゴルフ場の設置、平成12年に多目的広場の設置、駐車場整備が行われ現在の形態になっている。施設利用形態は、多目的広場のみが有料施設であり、グラウンドゴルフ場は無料施設であるため利用者相互のルールで利用されている。施設は公園管理委託業務により維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者は、年間約41,000人でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割に最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約500㎡と占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生態環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また、多目的広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければいけない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については野洲市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、バスケットボール場のハードコート、駐車場のアスファルト舗装等をいう。  
「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をいう。  
「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

(2/3)

● 占用許可申請に対する意見書 (守山市野洲川立入河川公園)

平成20年3月19日

国土交通省 近畿地方整備局 河川保全利用委員会  
琵琶湖河川事務所 津森 ジュン 様  
委員長 菅 文彦

野洲川立入河川公園  
占用許可申請に対する意見書  
(野洲川立入河川公園)

平成19年12月4日付け国近整括占調第30号にて意見照会がありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要	施設名称	野洲川立入河川公園
場所	守山市吉身五丁目字裏山原～立入町川原 (左岸 8,400 k m ～ 9,690 k m 地点)	
占用施設	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面 球技・スポーツ広場	
申請者	守山市	
占用面積	92,641平方メートル	

(1/3)

● (栗東市 野洲川運動公園)

1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあつたことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、ソフトボール場、テニスコート、芝グラウンド、バタゴルフ場が設置されている。

施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者は、年間約57,400人でソフトボール場(約1万人の花火大会の見学者を含む)の利用者が約3割に最も多い。

当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約400㎡と占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生態環境を縦断方向に分断する影響があると考える。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、基本理念である「川でなければいけない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考ええる。

よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。

このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、野洲市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考ええる。

【占用許可期限の更新についての意見】

①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、陸上競技場のワレット舗装、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。  
「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をいう。  
「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。

②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。

(2/3)

● 占用許可申請に対する意見書 (栗東市 野洲川運動公園)

平成20年3月19日

国土交通省 近畿地方整備局 河川保全利用委員会  
琵琶湖河川事務所 津森 ジュン 様  
委員長 菅 文彦

野洲川運動公園  
占用許可申請に対する意見書  
(野洲川運動公園)

平成19年12月4日付け国近整括占調第30号にて意見照会がありました下記占用許可施設の許可に関して、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

対象施設の概要	施設名称	野洲川運動公園
場所	栗東市出底字外川原付近 (左岸 9,690 k m ～ 11,182 k m 地点)	
占用施設	グラウンドゴルフ場 2面 ローンプレイフィールド テニスコート 4面 ソフトボール場 3面 陸上競技場	
申請者	栗東市	
占用面積	34,794平方メートル	

(1/3)

● 占用許可申請に対する意見書（野洲市野洲川河川公園）

平成 20 年 3 月 19 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン 様

河川保全利用委員会  
(琵琶湖河川事務所)  
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書  
(野洲川河川公園)

平成 19 年 12 月 4 日付け国近整理占調第 30 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設の許可に關して、下記の意見及び  
要望事項を具申いたします。

施設の名称	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸 8.254 km ～ 10.55 km 地点)
占用施設	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グラウンドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 2 面 バレーテニス兼用コート 2 面 テニスコート 5 面
申請者	野洲市
占用面積	139,181 平方メートル

(1/3)

● (守山市野洲川立入河川公園)

グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用  
とし、グラウンドの共有化、縮小・廃止及びバスケットボール場の縮小・廃止  
を検討されたい。

③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の  
関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させ  
ること。

④ 上記①②③の検討結果の期限を 3 年とし、検討結果を委員会に報告すること。

⑤ 利用されていない（利用者の少ない）施設、過剰であると考えられる構造物は  
撤去させること。

2. 検討の経緯

平成 19 年 12 月 4 日	意見照会書の受理	
平成 19 年 12 月 6 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明
平成 19 年 12 月 20 日	委員会	委員による意見交換
平成 20 年 1 月 17 日	委員会	申請施設の現地調査 委員による意見交換
平成 20 年 2 月 21 日	委員会	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換
平成 20 年 3 月 17 日	委員会	委員による意見交換 委員による意見書（案）の審議

以上

(3/3)

● (野洲市野洲川河川公園)

- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策について、期限内に計画を策定させること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。
- ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去させること。

2. 検討の経緯

平成19年12月4日	意見照会書の受理	
平成19年12月6日	河川管理者から申請内容についての説明 委員による意見交換	以上の説明
平成19年12月20日	申請施設の現地調査 委員による意見交換	
平成20年1月17日	申請者から申請内容についての説明 委員による占用施設の審議と意見交換	
平成20年2月21日	委員による占用施設の審議	
平成20年3月17日	委員による意見交換 委員による意見書(案)の審議	

(3/3)

● (野洲市野洲川河川公園)

1. 委員会としての意見・要望
- 対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。
- 占用施設は、芝生広場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、自転車歩行者道が設置されている。利用者からの要望により、平成5年度にゲートボール場の一部をグラウンドゴルフ場に変更、平成10年度にグラウンドゴルフ場を拡充、平成11年度にテニスコートの全面改修、ベンチの増設、高木の植栽を実施している。
- 施設利用形態は、芝生広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理がなされており、地域に密着した利用が図られている。
- 施設利用者は、年間約63,000人でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。
- 当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分析する影響は大きくはないと考へる。
- 当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外の設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、堤内地で代替地を確保するか、または縮小・廃止すべきであると考えらる。
- よって、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考えらる。
- このため、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組みなど、具体的行動に結びつく環境改善の検討をされたい。また、施設の縮小・廃止については守山市、栗東市と類似施設の共有化に係る協議の場を設けて検討を進め、おおよそ3年を目途に結論を出していただきたい。
- したがって、当委員会は、下記の意見を付して、対象施設の占用許可更新が適当であると考へる。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①一部施設の「自然化」を期限内に完了させること。一部施設とは、テニスコートの砂入り人工芝、駐車場のアスファルト舗装等をいう。  
「自然化」とは、「舗装部分を非舗装化することで自然に近づけること」をいう。  
「自然化」により、施設の機能が維持できない場合は、他の施設形態への変更を検討させること。
- ②施設の縮小・廃止の検討を期限内に完了させること。河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を設けて具体的に検討をさせること。  
グラウンドゴルフ場は、利用者も多く環境に与える影響は少ないので継続使用とし、陸上競技場、野球場、テニスコートの共有化、縮小・廃止を検討されたい。

(2/3)